齢到達者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率（ただし、当該基金の代議員会又は連合会の評議員会において、当該率を当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者の当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の場合にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の場合にあっては〇・九六、七十五歳以上の場合にあっては一とすることを議決した場合にあっては、これらの率。次号において同じ。）を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八の五　平成十九年四月から平成二十六年三月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の五に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、それぞれ廃止前平成十六年告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に昭和六十年改正法附則第八十四条第四項の政令で定める率を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八の六　平成二十六年四月から基金又は連合会が解散した月までの期間に係る各月の分の老齢年金給付（第七号の六に掲げる額の算定に係る月の分の老齢年金給付を除く。）を支給する当該基金の加入員若しくは加入員であった者又は当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている中途脱退者若しくは解散基金加入員のうち、老齢厚生年金等支給開始年齢到達者について、それぞれ平成二十六年中途脱退者告示第一号イ及び第二号イの規定の例により計算した額の合計額を十二で除して得た額に当該老齢厚生年金等支給開始年齢到達者の当該各月の前月の末日における年齢が六十五歳未満の場合にあっては〇・六九、六十五歳以上七十五歳未満の場合にあっては〇・九六、七十五歳以上の場合にあっては一を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から当該基金又は連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九　平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額を交付した日において解散したものと、当該義務を移転した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額を交付した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九の二　平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額を交付した日において解散したものと、当該義務を移転した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額を交付した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九の三　平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前の法第百六十条第一項の規定により当該基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額を交付した日において解散したものと、当該義務を移転した者を同日において当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該現価相当額を交付した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十　平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において連合会が解散したものと、当該義務を承継した者を同日において当該連合会が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の二　平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の三　平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた日において当該連合会が解散したものと、当該基金が当該老齢年金給付の支給に関する義務を負っている者とみなして、それぞれ廃止前昭和五十年告示の規定の例により計算した額に、当該基金が当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

十の四　平成十七年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に平成十六年改正法第九条の規定による改正前の厚生年金保険法第百六十一条第一項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者について、それぞれ平成二十二年改正前平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額に、当該基金が当該老齢年金給付の現価相当額の交付を受けた月の翌月から当該連合会が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額